

特定非営利活動法人 C e F I L 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 C e F I L とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、民間の立場で、わが国の国際競争力向上に必要な人材の育成モデルを実証・展開し、わが国が豊かな情報化社会へ発展していくことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高度情報通信人材育成に関する調査研究及び支援事業
- (2) ビジネス・イノベーション人材の育成に関する調査研究及び支援事業
- (3) 前各号に関連するコンサルティング事業
- (4) 前各号に関するその他必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2 この法人の年会費の額は、理事会で定める。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 入会を認められた者は、直ちに年会費をこの法人に支払うものとする。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第10条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ副理事長を3人まで置くことができる。

(選任等)

第11条 理事は、理事会において選任する。監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- (任期等)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第15条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第16条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の報酬
- (5) 解散の場合における残余財産の帰属先
- (6) 会員の除名

(開催)

第19条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第12条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第20条 総会は、第19条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第19条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第20条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第22条、第23条第2項、第25条第1項第2号及び第36条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者の数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 27 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催・招集)

第 28 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 12 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会は、理事長が招集する。

(議長・議決)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、書面あるいは電磁的方法をもって表決することができる。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 32 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 33 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受

け、理事会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 36 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 37 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 39 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 41 条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 42 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 43 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	黒川 博昭
理事	大力 修
同	保科 剛
同	大島 信幸
同	高橋 秀敏
同	田中 一郎
同	上野 新滋
同	岩野 和生
同	大場 善次郎
同	向井 清
同	加納 壽一
同	松崎 豊
同	横澤 誠
同	神崎 洋
監事	早坂 毅
同	池本 桂子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第 6 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員年会費

団体 1 口 1, 000, 000 円

個人	1口	20,000円
(2) 賛助会員年会費		
団体	1口	100,000円
個人	1口	10,000円

- 7 この法人の設立当初の主たる事務所の所在地は東京都中央区新川二丁目20番15号とし、従たる事務所の所在地は神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号とする。

附 則

- 1 この法人の合併当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山名 昌衛
理事	横塚 裕志
同	梅原 稔
同	歌門 正師
同	竹本 具城
同	加藤 恭子
同	沼野 芳樹
同	関 知道
同	渡邊 裕美子
同	汐満 達
同	西野 弘
同	見寶 勉
監事	高橋 里枝
同	福島 達也

- 2 この法人の合併当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、合併の日から令和7年6月30日までとする。